

鳥取県告示第183号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定に基づき、育種母樹林の指定を解除するので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指 定 番 号	指定解除年月 日	指定採取源の種 別	樹種	所在場所	面積（ヘ ク タ ー ル）	所有者の住所及び 氏名
61-1	平成21年3月 31日	育種母樹林	ヒノキ	日野郡日南町 生山313-36の 一部	0.50	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県